平成２６年（フ）第５３号
長野県佐久市安原979番地５
債務者　丸山八重子
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　町田　　清
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月30日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第４９９号
大阪府富田林市錦織中２丁目10番20号
債務者　ヴェールこと　濵口　千尋
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　健一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１４号
北海道標津郡中標津町西８条北６丁目２番地27　泉中央団地Ｂ棟201、住民票上の住所北海道標津郡中標津町西８条北６丁目２番地27泉中央団地Ｂ棟21
債務者　中矢板金こと　中矢　勝幸
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　猪原　健弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月７日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
釧路地方裁判所根室支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第４３号
北海道小樽市桜２丁目12番16号　ＡＭＳ桜Ａ204号室、前住所北海道小樽市桜２丁目38番３号　旭レジデンス102
債務者　三上　雅博
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第５２号
北海道余市郡仁木町銀山２丁目547番地　後志報恩会陽だまり・ふきのとう、住民票上の住所北海道小樽市勝納町７番16号　カームエンジェル102号室
債務者　青木　見香
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第５４号
北海道小樽市入船２丁目11番14号　コーポＹＡＭＡＤＡ２階
債務者　宮原　　恵
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第４６号
北海道苫小牧市明徳町２丁目22番20号
債務者　田中　雅子
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第３０６号
宮城県黒川郡大和町吉岡字天皇寺16番地　グランドシティ吉岡201
債務者　佐々木りさ
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３１１号
仙台市泉区上谷刈１丁目８番24号　クレールＫ205、従前の住所仙台市太白区東中田１丁目14番22号
債務者　安藤　明仁
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３１２号
仙台市青葉区桜ケ丘１丁目27番７号　桜ケ丘県営住宅723
債務者　菊地　英梨
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３７４号
仙台市泉区南中山２丁目14番地の７
債務者　後藤　仲子
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２３号
宮城県石巻市蛇田字西境谷地４番地７
債務者　大谷木　茂
1　決定年月日時　平成27年６月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２７年（フ）第９１号
秋田市茨島２丁目５番10号　ローズコーポ３号
債務者　佐藤喜久子
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９５号
秋田市新屋松美ガ丘東町９番４号
債務者　石郷岡　勉
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０４号
秋田市東通５丁目１番37号　ハイツキサクＡ－５
債務者　相場　孝幸
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０８号
秋田市外旭川字待合２番地１　ローズコートまちあい103号
債務者　伊藤　禎子
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部